

新潟県条例第47号

新潟県工業用水道条例の一部を改正する条例

新潟県工業用水道条例（昭和39年新潟県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改 正 後							改 正 前							
(水道使用料)							(水道使用料)							
第21条 水道使用料の額は、次の表に定めるところにより算出される基本料金、特定料金及び超過料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。							第21条 水道使用料の額は、次の表に定めるところにより算出される基本料金、特定料金及び超過料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。							
名 称	区 分						名 称	区 分						
	基本料金	特定料金	超過料金				基本料金	特定料金	超過料金					
(略)							(略)							
新潟臨海工業用水道	基本使用水量 1立方メートルにつき	27円30銭	特定使用水量 1立方メートルにつき	31円20銭	超過使用水量 1立方メートルにつき	54円60銭	新潟臨海工業用水道	東部系	基本使用水量 1立方メートルにつき	24円	特定使用水量 1立方メートルにつき	31円20銭	超過使用水量 1立方メートルにつき	48円
							西部系	基本使用水量 1立方メートルにつき	23円	特定使用水量 1立方メートルにつき	29円90銭	超過使用水量 1立方メートルにつき	46円	
(略)							(略)							
							備考							
							1 「東部系」とは、新潟臨海工業用水道のうち昭和56年11月23日における県道島見豊栄線、同県道の起点から正北に海岸まで引いた線及び同県道の終点から正南に豊栄市と北蒲原郡水原町との境界線まで引いた線以東の区域に給水するものをいう。 2 「西部系」とは、新潟臨海工業用水道のうち東部系を除くものをいう。							

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。